

鴻巣市 76条許可申請書 必要事項

R5.6.5改正

許可申請書は、正・副それぞれを1部ずつ用意し、添付書類についてはそれぞれに1部ずつ添付する。

許可申請書

①	住所、氏名、電話番号を記載する。		<input type="checkbox"/>
②	代理人がいる場合、『代理人住所氏名』欄に記載する。		<input type="checkbox"/>
③	申請行為の場所を記載する。 ※仮換地証明書等を参考に記載する。保留地の場合は仮換地指定前は記載不要。		<input type="checkbox"/>
④	申請行為の種類は、該当するものに○印をする。		<input type="checkbox"/>
⑤	申請行為の概要及び地域区域について記載する。		
記載事項	建築物	建築物の用途・構造・規模・高さ・建築面積・延べ面積 等	<input type="checkbox"/>
	その他工作物の築造	種類・構造・高さ・建築面積 等	
	物件の設置・たい積	種類・量 等	
	地域地区	鴻巣市都市計画図における用途地域について(都市計画法第8条第1項に規定する項目)	
⑥	土地所有権者が申請行為者でない場合、記載する。		<input type="checkbox"/>
⑦	土地借地権者が申請行為者である場合、記載する。		<input type="checkbox"/>
⑧	工事着手・完了予定年月日は、予定している工期を記載する。		<input type="checkbox"/>

添付書類

(○は必須)

	委任状	②において代理人がいる場合に必要。※代理人は窓口にて申請書を提出する者とする。 ※許可申請書(正)については原本。副については写しでも可。	<input type="checkbox"/>
○	③の場所における『仮換地証明書』・『仮換地指定通知』・『保留地証明』等 ※写しでも可		<input type="checkbox"/>
	土地使用承諾書及び印鑑証明	⑥において土地所有権者が申請行為者でない場合に必要。承諾書には実印を押印する。 ※許可申請書(正)については原本。副については写しでも可。	<input type="checkbox"/>
○	附近見取図	都市計画図の写しによる案内図(市ホームページ内「このとりっぷ」による図面可)	<input type="checkbox"/>
○	配置平面図	住宅地図等による位置図(縮尺、方位及び敷地境界が明示されたもの)	<input type="checkbox"/>
○	配置図		<input type="checkbox"/>
※配置図記載事項	上水道	本管からメーターを経由した建築物までの配管図を表記し、管種・口径を記載する。	<input type="checkbox"/>
	下水道	建築物から下水道本管までの配管図を表記し、管種・口径を記載する。	<input type="checkbox"/>
	雨水	側溝接続なしの場合、建物から桝までの配管図を表記し、管種・口径と雨水処理の方法及び構造図を記載する。また、配置図上に「雨水宅内処理」と記載する。 ※構造図は別書類添付でも可	<input type="checkbox"/>
		側溝接続ありの場合、建物から側溝までの配管図を表記し、管種・口径・接続する構造図(口径50mm)までを記載。また『区画道路使用許可申請書』も併せて提出する。 ※構造図は別書類添付でも可	
	盛土高	敷地に隣接する側溝天板の一番低いところをBM±0とし、敷地内の一番高いところが300mm以下とする。	<input type="checkbox"/>
	道路	道路幅員と建築基準法上の番号について記載する。	<input type="checkbox"/>
	外構工事及びその他工作物	外構工事をする場合、工事内容について表記し、別に詳細図を記載する。 ※別途工事を行う際には改めて申請が必要です。	<input type="checkbox"/>
	周長・面積	周長は小数点以下第1位まで、敷地面積は仮換地証明書等を参考に記載する。	<input type="checkbox"/>
○	構造詳細図	建築物その他の工作物築造の場合添付(平面図・立面図 等)	<input type="checkbox"/>
	縦横断面図	土地の形質の変更及び物件の設置、たい積の場合添付	
	その他	必要に応じて、書類を用意する。	<input type="checkbox"/>

地区計画について(都市計画法第58条の2)	土地区画整理事業地内には都市計画法による地区計画が指定されています。 鴻巣市都市計画課(計画担当)にご相談下さい。
-----------------------	---

事務所チェック欄 : 開発事前協議該当 有・無 生産緑地地区に該当しない 完了報告書について説明